

今俗、夜衣蒲團といへる名目、ふるくは物に見えず、フトンは古の衾也、夜衣、搔纏カキマキは、いつばかりの製ならん未考、太平記卅五五六、丁京勢重南方發向事條に、將軍ゲニモト思給ケレバ、風氣ノ事有トテ帳臺ノ内へ入り、夜衣引纏頭カキカシ臥給ヘバ云々とあり、これはよるのころもとよまるべけれど、しばらくあぐさよ衣など歌によめるも衾の事にや、また太平記卅五五六、京勢重南方發向事條に、女房達一二人御寢所ニ參テ、此由ヲ申サントスルニ、宿衣ヲ小袖ノ上ニ引係テ被置タル計ニテ、下ニ臥タル人ハナシ云々、此宿衣もヨギとよめり、いかにも衾を衣と書んもおぼつかなければ、今の世の夜著の類にや、小袖といへるはかいまきの小袖なるべし、

〔嬉遊笑覽二上〕昔綿を多く入て、夜の物とて夜著にする、是をおひえとも、北のものとも名づけたり、また異名を布子とも綿入ともいふなり、此詞みな公家より出たり、今やんごとなき御方は、布子おひえの沙汰はしろしめさずといへり、○中 布子をおひえといふも義違ふにあらず、北の物よりうつりたる名なり、

〔庭訓往來抄〕北物ト云ニ一説アリ、織物板ノ物舊ビタルヲ張拵ヘテ、國裏ヲ屬ツクル也、綿ヲ多ク入テ、夜ルノ物トテ夜著ニスルナリ、又ヲヒエナド云也、然ルニ彼ノヨギヲ北ノ物ト云事ハ、裏ニ越後ヲスルニ依テ、北ノ物ト云也、又ヲヒエト云事モ、冬ハ北ヨリ來ル物也、越後ノ國則チ北ナリ、此縁ヲ取テ云ナリ、總ジテ國裏ト云ハ、越後ヨリ外ニツクベカラズ、絹裏ノ外ヲバ、只裏布ノウラナンド、云也、又何クノ國ニモ布ハ有ニ依テ、クニ裏ト云カ、悉ク公家ヨリ出ル詞ナリ、布子ヲバ綿入ト云ナリ、是ハヲヒエト云義チガフナリ、

夜著製作

〔守貞漫稿十八〕夜著蒲團○中

今世夜著ヲ用フ、大略遠州以東ノミ、三河以西京坂ハ襟袖アル夜著ト云物ヲ用ヒズ、然ドモ昔ハ京坂モ用之歟、元文等ノ古畫ニ有之、○中